

証券コード 4258  
(発信日) 2024年3月12日  
(電子提供措置の開始日) 2024年3月5日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号  
**株 式 会 社 網 屋**  
代表取締役社長 石 田 晃 太

## 第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.amiya.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「網屋」又は「コード」に当社証券コード「4258」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄に掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、いずれかの方法での議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第28回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討のうえ、2024年3月26日(火曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年3月27日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋浜町3-22-1 日本橋浜町Fタワープラザ3階  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 1. 第28期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第28期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内
  - (1) インターネットによる議決権行使の場合  
インターネットにより議決権を行使される場合には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2024年3月26日（火曜日）午後6時までに行使してください。
  - (2) 書面（郵送）による議決権行使の場合  
議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年3月26日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。議案に対する賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。
  - (3) 複数回議決権を行使された場合  
インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

(書面交付請求された株主様へご送付している書面について)

- ・電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、上記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載しておりません。

事業報告の一部の項目

1. 企業集団の現況
  - (2) 財産及び損益の状況
  - (5) 主要な事業内容
  - (6) 主要な営業所
  - (7) 従業員の状況
  - (8) 主要な借入先
  - (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
2. 株式の状況
  - (4) 大株主(上位10名)
  - (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
3. 新株予約権等の状況
4. 会社役員の状況
  - (5) 社外役員に関する事項
5. 会計監査人の状況
6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概況
7. 会社の支配に関する基本方針

連結計算書類の一部の項目

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

計算書類の一部の項目

株主資本等変動計算書  
個別注記表

したがって、上記事項は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告書又は監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年3月27日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年3月26日（火曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月26日（火曜日）  
午後6時入力完了分まで

- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ◎インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

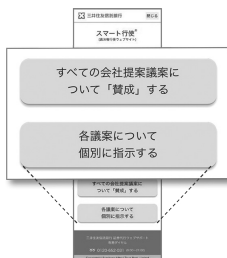
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

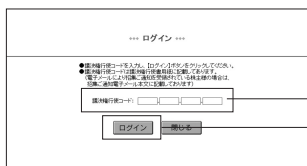
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



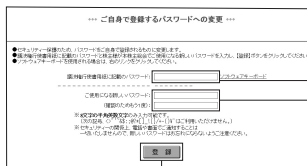
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

# 事業報告

(2023年1月1日から)  
(2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、物価上昇、世界的な金融引き締めによる金利や為替変動の影響は注視する必要があるものの、賃上げや雇用の拡大、大幅な設備投資など企業では前向きな支出が増加傾向にあり、緩やかな景気回復が続いております。

そのような景気動向の中、サイバー攻撃の多様化・巧妙化に伴い経済産業省は5年ぶりに「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」を改訂し、サプライチェーン全体のセキュリティ対策の必要性を強調しました。安定した企業経営のためにサイバーセキュリティ対策への投資は大手のみならず、全ての企業において急務となっており当社事業に対する社会的な期待や必要性は益々高まっていくものと見込まれます。

このような環境のもと、当社ではデータセキュリティ事業・ネットワークセキュリティ事業ともに企業のセキュリティに関するあらゆるニーズに応えるべく新たにリリースしたサービスが各々好調を維持し、当連結会計年度の売上高は3,559,238千円、営業利益は363,568千円、経常利益は425,416千円となり、以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は325,660千円となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較はしておりません。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

#### データセキュリティ事業

主力製品であるログ分析プラットフォーム「ALog」が、円安によって価格が高騰した海外製品と比べて安価で買いやすくなり、サイバーセキュリティ強化の政策後押しもあって、順調にパイプラインを進捗させることができました。同じく、当連結会計年度より新事業として提供を開始した「サイバー攻撃監視代行サービス」や「サイバーセキュリティエンジニア養成サービス」についてもサブスクリプションの継続契約が増加し、当連結会計年度における売上高は1,291,236千円、セグメント利益は575,384千円となりました。

#### ネットワークセキュリティ事業

IT人材の慢性的な不足を背景に、人手を介さずにクラウドで企業ネットワークを構築できる「Network All Cloud」サービスが好調で、CAGR20%を超える販売となりました。従

来は、全国に多くの拠点・店舗をもつ外食・小売り系の事業者様への販売が主でしたが、フリーアドレス化を促進する都心オフィスにもニーズが拡大した影響で、顧客数は4,000社を超えました。当連結会計年度における売上高は2,268,001千円、セグメント利益は532,251千円となりました。

#### 事業別売上高

事業区分	第28期 (2023年12月期) (当連結会計年度)	
	金額	構成比
データセキュリティ事業	1,291百万円	36.3%
ネットワークセキュリティ事業	2,268	63.7
合計	3,559	100.0

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、203,025千円であります。その主な内容は、ソフトウェア79,666千円及びセキュリティ教育事業の環境構築等123,358千円等であります。当社グループはデータセキュリティ事業とネットワークセキュリティ事業の2つの事業を展開しておりますが、取締役会が経営の意思決定上、当該情報をセグメントに配分していないことからセグメント別に記載しておりません。

なお重要な設備の除却又は売却等はありません。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、新規ビジネス投資に関する資金として、金融機関より借入金として3億円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

#### ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は、2023年8月23日付で、株式会社グローブテック・ジャパンの株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

**(2) 財産及び損益の状況** つきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第28回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 グローブテック・ジャパン	30百万円	100.0%	IT技術者派遣事業

### (4) 対処すべき課題

① 人材採用と育成

当社グループは、事業規模の拡大に伴う業務量の増加に伴い、優秀な人材を確保・育成することが重要な経営課題であると認識しており、積極的に人材の採用活動を行っております。しかしながら、サイバーセキュリティ対策の技術者、セキュリティシステムの開発者やネットワークエンジニア及び新規事業の企画者等については、技術革新のスピードが著しく、また、人材市場にAI等新技術の経験者の絶対数も少ないことから、優秀な人材の確保は容易ではないと認識しております。当社では学生インターンや長期アルバイトからの正社員採用、大学との共同研究による人材交流で、積極的にIT技術者を採用していく方針であります。また、サイバーセキュリティ対策のための知識、AIスキルやプログラム開発の教育の受講及び関連資格取得を促進して高い技術力を獲得させ、そのうえで透明性・公平性を担保する人事評価制度によって従業員のモチベーションを高める施策を取っております。

② 研究開発

毎期事業の発展のために、積極的に研究開発活動に取り組んでおります。本社における開発部門と札幌市に拠点を置く「さっぽろ研究所」において研究開発を行っております。また、国立大学法人北海道大学等と連携し、AIやビッグデータ解析などの先端技術の共同研究も進めてまいります。各拠点における活動により当社の新サービスとして成長させるべく、研究開発に取り組んでまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社グループの継続的な発展のために業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性及び透明性確保のためにコーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化を進めております。



#### ④ 情報管理体制の更なる強化

当社は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（注1）の国際規格であるISO/IEC 27001:2013（注2）及びISO/IEC 27017:2015（注3）の認証を取得しております。情報セキュリティの管理・運営に関して継続的に充実を図り、お客様に高品質の製品・サービスを安全に、安定的に提供していくことが重要だと考えております。また、内部環境においても情報セキュリティに対して管理体制の強化を進めております。

#### [用語解説]

##### 注1 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)

個々の問題毎の技術対策の他に、組織のマネジメントとして、自らのリスクアセスメントにより必要なセキュリティレベルを決め、プランを持ち、資源を配分して、システムを運用すること。

##### 注2 ISO/IEC 27001:2013

情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)を構築することを目的に、その構築に必要な要求事項や管理策などを記載した国際規格。

##### 注3 ISO/IEC 27017:2015

マネジメントシステム規格であるISO/IEC 27001をベースにクラウドサービス固有の情報管理策及び実施の手引きを追加するガイドライン規格。

このほか、以下の項目につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第28回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

- (5) 主要な事業内容
- (6) 主要な営業所
- (7) 従業員の状況
- (8) 主要な借入先
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

## 2. 株式の状況（2023年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,281,600株（自己株式 153,375株を含む）

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は、130,400株増加しております。

- (3) 株主数 2,420名

このほか、以下の項目につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第28回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

- (4) 大株主（上位10名）
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

## 3. 新株予約権等の状況

新株予約権等の状況につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第28回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2023年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石田晃太	
取締役	森行博	管理本部長 ㈱グローブテック・ジャパン監査役
取締役	佐久間貴	データセキュリティ事業部長 ㈱グローブテック・ジャパン取締役
取締役	寺園雄記	ネットワークセキュリティ事業部長
取締役（監査等委員）	田口信夫	
取締役（監査等委員）	大須賀正之	
取締役（監査等委員）	加藤雅彦	長崎県立大学学長補佐兼情報システム学部情報セキュリティ学科教授 長崎県サイバーセキュリティ研究会会長 デジタル人材育成学会役員
取締役（監査等委員）	権浩子	子どもの食卓㈱代表取締役

- (注) 1. 当社は、2023年3月29日開催の第27回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役（監査等委員）大須賀正之氏、加藤雅彦氏及び権浩子氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 2023年3月29日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、取締役伊藤整一氏、五十嵐隆氏及び大須賀正之氏並びに監査役田口信夫氏、岡村健司氏及び間宮順氏は任期満了により退任し、このうち田口信夫氏及び大須賀正之氏は取締役（監査等委員）に就任しております。
5. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員を含む）、執行役員及び重要な使用人並びに子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額				対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非 金 銭 報 酬 等	退 職 慰 勞 金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	106百万円 (1)	79百万円 (1)	－ (－)	25百万円 (－)	2百万円 (－)	7名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10百万円 (6)	10百万円 (6)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	4名 (3)
監 査 役 （うち社外監査役）	5百万円 (3)	5百万円 (3)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	3名 (2)

- (注) 1. 当社は、2023年3月29日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 上表には、2023年3月29日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）を含んでおります。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
5. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容およびその交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。
6. 2023年3月29日開催の第27回定時株主総会において、いずれも取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式及び業績連動型株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、それぞれ年額500万円以内、株式の上限をそれぞれ年40千株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は4名です。
7. 上記のほか、2023年3月29日開催の第27回定時株主総会決議に基づき、同総会終結のときをもって退任した取締役1名に対し退職慰労金970万円を支払っております。

#### ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の金銭報酬の額は、2019年3月29日開催の第23回定時株主総会において、年額300万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締

役は1名)です。監査役の金銭報酬の額は、2019年3月29日開催の第23回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員を除く)の金銭報酬の額は、2023年3月29日開催の第27回定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役は年額30百万円以内)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名(うち社外取締役0名)であります。取締役(監査等委員)の金銭報酬の額は、2023年3月29日開催の第27回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役(監査等委員)の員数は4名です。

③ 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、2023年3月29日開催の取締役会において、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役は2名)が出席し、十分な議論を尽くしたうえで、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下本文において「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各取締役に期待される役割と責任を考慮し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が基本方針に基づき作成した報酬案を、監査等委員会が確認し監査等委員会の同意を得たうえで最終決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

ア. 基本方針

当社の取締役報酬は、企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成するものとする。

なお、監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬により構成する。

イ. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責に応じて、当社の業績や使用人の給与水準等も考慮しながら定めた基準額に基づき、総合的に勘案し、決定する。

#### ウ. 業績連動報酬等に関する方針

取締役に対し、業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬を支給する。

業績連動報酬の具体的な内容として、評価期間中の当社業績等の数値目標をあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度合い等に応じて算定する数の当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット。以下「PSU」という。）を採用する。本PSUは、原則として、会社があらかじめ定めた対象期間（1事業年度の業績評価期間）の業績目標（単独売上高及び単独営業利益）の達成率を評価指標とし、これに連動した報酬を評価期間終了後に支給する。PSUとして交付する株式の個人別の数は、各々の職務の内容、役割、責任及び報酬構成割合等を考慮して定める役位別の基準額に、あらかじめ定めた対象期間の終了時における業績目標の達成度に応じた支給率を乗じた金額に基づいて決定する。業績支給率は、0～150%の間で設定する。

ただし、対象取締役が法令、社内規則等の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由に該当した場合、当社は当該株式を無償で取得し、株式報酬の支給は行わない。

#### エ. 非金銭報酬等に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、取締役に対し、原則として退任時に譲渡制限を解除する業績に連動しない株式報酬（RS）を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定する。ただし、対象取締役に当社が当該株式を無償取得することが相当である事由が発生した場合、当社は当該株式を無償で取得する。

#### オ. 報酬等の割合に関する方針

取締役の個人別の報酬における報酬の種類別の割合については、中長期的な会社の成長や企業価値との連動制を高めるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬である株式報酬（PSU）と原則として退任時に譲渡制限を解除する業績に連動しない株式報酬（RS）の割合を高めることを基本方針とする。

※取締役の報酬構成比率は、業績目標100%達成時において、基本報酬、業績連動報酬（PSU）及び非金銭報酬（RS）の割合が、概ね以下となるように設定する。

基本報酬：業績連動報酬（PSU）：非金銭報酬（RS）＝77：15：8

#### カ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議により決定する。



**(5) 社外役員に関する事項** つきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第28回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

以上のほか、本事業報告における、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております「第28回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項）」をご確認ください。

**5. 会計監査人の状況**

**6. 業務の適正を確保するための体制及び運営状況の概況**

**7. 会社の支配に関する基本方針**



## 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,109,046</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,729,282</b>
現金及び預金	1,909,790	支払手形及び買掛金	105,901
売掛金	394,972	短期借入金	100,000
仕掛品	68,523	1年内返済予定の長期借入金	88,112
原材料及び貯蔵品	516,288	未払法人税等	56,413
その他	219,470	契約負債	1,022,473
<b>固定資産</b>	<b>667,824</b>	賞与引当金	33,950
<b>有形固定資産</b>	<b>135,013</b>	役員業績連動報酬引当金	17,360
建物及び構築物	34,720	従業員業績連動報酬引当金	2,480
工具器具及び備品	100,292	その他	302,591
<b>無形固定資産</b>	<b>181,768</b>	<b>固定負債</b>	<b>261,351</b>
のれん	56,473	長期借入金	210,988
ソフトウェア	65,075	退職給付引当金	50,363
その他	60,220	<b>負債合計</b>	<b>1,990,633</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>351,042</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	162,503	<b>株主資本</b>	<b>1,779,638</b>
繰延税金資産	73,463	資本金	60,912
その他	115,075	資本剰余金	736,409
		利益剰余金	1,179,784
		自己株式	△197,467
		その他の包括利益累計額	6,598
		その他有価証券評価差額金	6,598
		非支配株主持分	—
		<b>純資産合計</b>	<b>1,786,237</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,776,870</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>3,776,870</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,559,238
売上原価	1,843,536
売上総利益	1,715,701
販売費及び一般管理費	1,352,132
営業利益	363,568
営業外収益	
受取利息	61
受取配当金	200
為替差益	303
保険解約返戻金	57,264
受取手数料	426
助成金収入	5,064
還付金の他	61
その他	219
営業外費用	63,601
支払利息	685
システム解約費用	859
その他	208
経常利益	1,753
特別損失	425,416
固定資産除却損	276
税金等調整前当期純利益	276
法人税、住民税及び事業税	97,800
法人税等調整額	1,680
当期純利益	425,140
非支配株主に帰属する当期純利益	325,660
親会社株主に帰属する当期純利益	—
	325,660

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,928,421</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,665,633</b>
現金及び預金	1,778,606	買掛金	85,178
売掛金	348,800	短期借入金	100,000
仕掛品	68,523	1年内返済予定の長期借入金	66,668
原材料及び貯蔵品	516,285	未払金	334,899
前渡金	216,205	未払費用	105,758
前払費用	45,534	未払法人税等	56,413
その他	4,758	契約負債	1,022,473
<b>固定資産</b>	<b>696,358</b>	賞与引当金	33,950
<b>有形固定資産</b>	<b>135,013</b>	役員業績連動報酬引当金	17,360
建物及び構築物	34,720	従業員業績連動報酬引当金	2,480
工具器具及び備品	100,292	預り金	13,609
<b>無形固定資産</b>	<b>125,157</b>	その他	67,615
ソフトウェア	123,156	<b>固定負債</b>	<b>169,806</b>
その他	2,000	長期借入金	119,443
<b>投資その他の資産</b>	<b>436,187</b>	退職給付引当金	50,363
投資有価証券	162,503	<b>負債合計</b>	<b>1,835,439</b>
関係会社株式	91,500	<b>(純資産の部)</b>	
長期前払費用	2,817	<b>株主資本</b>	<b>1,782,742</b>
繰延税金資産	72,066	資本金	60,912
保険積立金	45,298	資本剰余金	736,409
敷金	51,201	資本準備金	10,912
その他	10,800	その他資本剰余金	725,497
		<b>利益剰余金</b>	<b>1,182,888</b>
		その他利益剰余金	1,182,888
		繰越利益剰余金	1,182,888
		<b>自己株式</b>	<b>△197,467</b>
		評価・換算差額等	6,598
		その他有価証券評価差額金	6,598
<b>資産合計</b>	<b>3,624,780</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,789,341</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>3,624,780</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,559,238
売上原価	1,843,536
売上総利益	1,715,701
販売費及び一般管理費	1,347,632
営業利益	368,068
営業外収益	
受取利息	61
受取配当金	200
受取手数料	426
保険解約返戻金	57,264
その他	5,649
営業外費用	
支払利息	685
解約手数料	859
その他	208
経常利益	429,916
特別損失	
固定資産除却損	276
税引前当期純利益	429,640
法人税、住民税及び事業税	97,800
法人税等調整額	3,076
当期純利益	328,763

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

株式会社 網屋  
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 宮 島 章  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 岩 渕 誠  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社網屋の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社網屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

株式会社 網屋  
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員	公認会計士	宮 島	章
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	岩 渕	誠
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社網屋の2023年1月1日から2023年12月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月26日

株式会社網屋 監査等委員会

監査等委員 田口 信夫 ⑩

監査等委員 大須賀 正之 ⑩

監査等委員 加藤 雅彦 ⑩

監査等委員 権 浩子 ⑩

(自署)

- (注1) 監査等委員大須賀正之、加藤雅彦及び権浩子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
- (注2) 当社は、2023年3月29日開催の第27回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたので、2023年1月1日から2023年3月28日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

## 株主総会参考書類

### 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 再任	石田 晃太 1972年9月26日生	2002年3月 当社入社 WCM事業部マネジャー 2006年4月 当社 営業本部2グループゼネラルマネジャー 2008年4月 当社 SAプロダクト事業部長 2008年6月 当社 取締役SAプロダクト事業部長 2009年4月 当社 取締役営業本部長兼マーケティング本部長 2014年3月 当社 常務取締役営業本部長兼マーケティング本部長 2020年3月 当社 代表取締役社長（現任） (重要な兼職)	463,500株
<取締役候補者とした理由> 石田晃太氏は、代表取締役の立場で当社の企業価値向上に貢献しております。同氏は、経営に関する豊富な経験と実績、経営環境に関する深い理解と見識を有しております。			
2 再任	森 行博 1959年4月17日生	1983年4月 (株)富士通オフィス機器入社 1983年6月 富士通(株)転籍 2004年7月 同社 産業流通マネジメントセンター経理担当部長 2012年12月 同社 フィールドイノベーション本部VP 2015年6月 (株)富士通システムズウェスト常勤監査役 2016年11月 富士通(株)経営監査室シニアディレクター 2019年1月 当社入社 管理本部長 2019年3月 当社 取締役管理本部長（現任） 2023年8月 (株)グローブテック・ジャパン監査役（現任） (重要な兼職) (株)グローブテック・ジャパン監査役	21,100株
<取締役候補者とした理由> 森行博氏は、管理部門の責任者としての取締役の立場で当社の企業価値向上に貢献しております。同氏は、経営に関する豊富な経験と実績を有しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3 再任	さくま たかし 佐久間 貴 1976年7月30日生	1999年4月 (株)コスメディア入社 2014年10月 同社 取締役ITソリューション本部長 2015年4月 同社 常務取締役ITソリューション本部長 2017年4月 同社 常務取締役イノベーション事業部長 2019年4月 当社入社 監査プロダクト営業部長 2020年1月 当社 執行役員データセキュリティ事業部長 2021年3月 当社 取締役データセキュリティ事業部長(現任) 2023年8月 (株)グローブテック・ジャパン取締役(現任) (重要な兼職) (株)グローブテック・ジャパン取締役	26,240株
		<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 佐久間貴氏は、データセキュリティ事業部門の責任者としての取締役の立場で当社の企業価値向上に貢献しております。同氏は、経営に関する経験と実績を有しております。</p>	
4 再任	てらぞの ゆうき 寺園雄記 1977年3月7日生	2001年11月 当社入社 2008年4月 当社 サービス事業部S情報基盤部長 2009年4月 当社 営業本部営業4部長 2011年4月 当社 営業本部営業2部長 2012年4月 当社 営業本部東日本営業部長 2019年2月 当社 営業本部IT基盤ソリューション営業部長 2020年1月 当社 執行役員ネットワークセキュリティ事業部長 2021年3月 当社 取締役ネットワークセキュリティ事業部長(現任) (重要な兼職) —	26,240株
		<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 寺園雄記氏は、ネットワークセキュリティ事業部門の責任者としての取締役の立場で当社の企業価値向上に貢献しております。同氏は、経営に関する経験と実績を有しております。</p>	

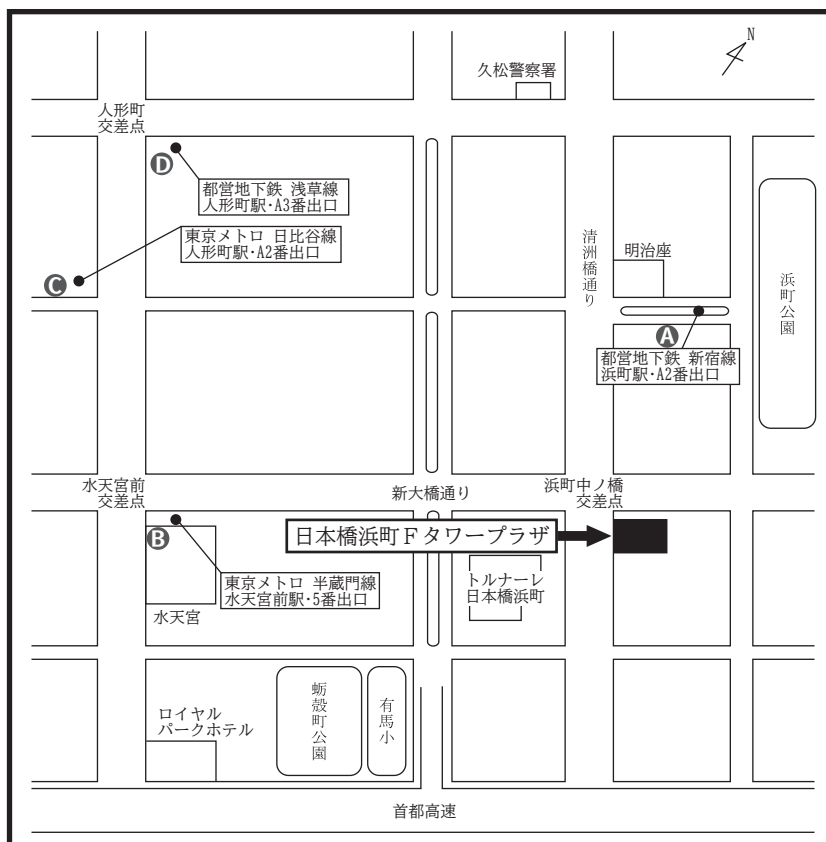
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。  
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社の取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

**会場** 日本橋浜町Fタワープラザ 3階  
東京都中央区日本橋浜町3-22-1

<b>交通</b>	都営地下鉄	● A	新宿線	浜町駅		A2番出口より徒歩4分
	東京メトロ	● B	半蔵門線	水天宮前駅		5番出口より徒歩5分
	東京メトロ	● C	日比谷線	人形町駅		A2番出口より徒歩8分
	都営地下鉄	● D	浅草線	人形町駅		A3番出口より徒歩9分



※駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。